

IoT ビジネスモデル先進事例調査業務 委託仕様書

この仕様書は、IoT ビジネスモデル先進事例を調査するため、福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議（以下「当振興会議」という。）と受託者が締結する本件業務委託契約に定める業務（以下「業務」という。）の実施に必要な基本的事項を定めるものである。

1 委託業務内容

受託者は、IoT ビジネスモデル先進活用事例調査に関して、別紙：基本計画書に基づき国内外の IoT ビジネスモデルの事例調査、先進的な活用事例集の作成などの作業を行うこととする。

2 契約期間

本業務委託契約の契約期間は平成29年3月31日までとする。

受託者は、業務完了について当振興会議の承認を受けなければならない。

3 作業報告書の提出

受託者は、受託業務を実施した後、当振興会議に作業単位ごと、書面により作業報告を行わなければならない。

4 成果物の提出

受託者は、本委託業務に必要とする全ての作業を実施の上、調査報告書及び事例集を当振興会議に提出しなければならない。

5 留意事項

上記のほか、受託者は、以下（1）～（3）について、留意すること。

（1）進捗会議等の開催および参加について

受託者は、業務遂行にあたり、定期的な進捗会議の開催、必要な打ち合わせや会議へ参加し、進捗状況その他必要事項について報告を行うとともに、議事録を作成すること。

（2）業務実施計画書の提出

契約の日から起算して10日以内に業務実施計画書（様式任意）を当振興会議に提出すること。

（3）その他

（ア）事前準備作業及び業務運営にあたっては、第三者の著作権やその他の権利を侵害してはならない。

（イ）受託者は業務遂行にあたり、当振興会議と必要な事項について調整、確認のうえ作業を実施することとし、新たに発生した事項については、双方が十分な協議を行った上で実施しなければ

らない。

(ウ) 基本計画書に記載している項目は、調査段階において当振興会議の指示により変更することがある。

(エ) 受託者は業務遂行にあたり、善良な管理者としての注意義務を負うものとし、契約書類並びに仕様書等における記述及び打ち合わせ等における当振興会議からの指示の有無に関わらず、一般的に必要とされる措置については、これを誠実に実施しなければならない。

基本計画書

この基本計画書は、IoT ビジネスモデル先進事例調査業務の委託契約の相手方となる受託事業者を決定するために、提案募集時点における IoT ビジネスモデル先進事例調査の基本的な考え方を定めたものであり、提案に参加する事業者はこの基本計画書に基づいた提案を行わなければならない。

なお、受託事業者決定後の仕様書を策定にあたり、福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議（以下「当振興会議」という。）の判断により、必要に応じて基本計画書の一部を修正することがあり得るので、提案に参加しようとする事業者は予めこのことを承知しておくこと。

1 調査の目的

モノのデジタル化やネットワーク化の進展に伴い、多様かつ大量にデータを収集し、高度に分析する技術開発が進展し、安価に利用できる環境が整ってきた。これらの技術を活用し、様々な分野の隠れた問題の可視化や生産活動の効率化などを進める新たな製品サービスの創出が期待されている。

このような製品サービスの創出にあたっては、ユーザー業種別に異なる課題や IT 化への対応状況、ビジネス慣習などを踏まえ、センサーデバイスなどのハードウェアとクラウドや人工知能などのソフトウェアを適切に組み合わせた IoT 製品サービスを企画・開発・販売（システムインテグレート）する必要がある。

以上より、ユーザー業種別の特長を踏まえた IoT の SI 事業者には、今後の IoT 製品サービス開発・導入促進に大きなビジネスチャンスがあり、その推進役を担うことが期待されるため、IoT による課題解決が有望な業種における IoT の先進活用事例について、SI 事業者を中心に、ハードウェアやソフトウェアの IoT 要素技術に関わる協力企業やユーザー企業へのヒアリングを実施し、ユーザー業種別に IoT の SI 事業の企画から開発、販売に至る事業の要点を調査することにより、県内 IT 企業等の IoT ビジネス参入を促す。

2 調査の内容

(1) 調査対象

① 対象分野

市場の成長が見込まれ、本県の強みや特徴を生かせるとして福岡県 IoT 推進ラボが当面のターゲットしている「食品・農業」、「医療福祉」、「エネルギーマネジメントシステム」の 3 分野について調査すること。

また、その他に調査対象とした方が良い分野がある場合は、その分野と理由を提案書に記載すること。

② 対象企業

前項の 3 分野について 1 分野につき 2 事例以上調査すること。また、各事例に関わる以下のカテゴリの企業について 1 事例につき 3 企業以上調査すること。なお、具体的な調査対象企業の案を提案書に記載すること。

- ・ SI 企業

- ・ ハードやソフトの IoT 要素技術に関わる協力企業
- ・ ユーザー企業

(2) 調査項目

IoT ビジネスモデル構築の各段階（調査/企画/開発/実証/販売）における要点について以下の項目をヒアリングすること。IoT ビジネス参入を促進する上で、より効果的なヒアリング項目がある場合は提案書に記載すること。

- ・ プロジェクト参画者
- ・ 作業項目
- ・ 問題・課題
- ・ 成功要因

3 調査結果のとりまとめ

(1) 調査報告書の作成

ヒアリング調査の結果に基づき IoT ビジネスモデル構築における要点を整理し、現状、課題、今後の展望について分析した報告書を作成すること。

(2) 事例集の作成

調査結果を IoT の活用に成功している先進事例としてとりまとめ、利益の出るビジネスとして成り立たせるためのポイント等を明らかにし、県内 IT 企業等が IoT ビジネスへの参入意欲を高め、参入を促進するための事例集を作成すること。

4 成果物

受託者は、契約書に定められた提出書類のほか、以下に示す成果物を提出し、発注者である福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議の検査による承認を契約期間内に受けなければならない。

(1) 調査報告書

(2) 事例集

(3) 提出の形式

上記(1)～(2)の内容を記載した成果物を以下の媒体で提出すること。

紙媒体： A4サイズで片面印刷

電子媒体： CD-R 形式

(4) 部数

上記(4)に示す紙媒体及び電子媒体をそれぞれ1部ずつ提出すること。